



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例	県民センター
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	新行政推進室
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	財 政 課
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○長崎県動物の愛護及び管理に関する条例	生 活 衛 生 課
○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建 築 課
○警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	警察本部警務課
○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	警察本部警務課

## 条 例

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第35号

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条 この条例は、次に掲げる県の機関等（以下「実施機関」という。）に適用する。

- (1) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者
- (2) 県が設立した地方独立行政法人（以下「県立地方独立行政法人」という。）

（個人情報取扱事務の登録等）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的（以下「取扱目的」という。）
- (4) 個人情報取扱事務の対象となる個人の類型
- (5) 記録されている個人情報の項目（要配慮個人情報が含まれるときは、その旨）

- (6) 個人情報の収集先
  - (7) 個人情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- (1) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に関する事務
  - (2) 1年以内に消去することとなる個人情報を取り扱う事務
  - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
  - (4) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の送付、受領又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
  - (5) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
  - (6) 犯罪の捜査のための事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第5号に掲げる事項の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項若しくは同項第8号に掲げる事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。
- 5 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。
- （開示請求に係る手数料）
- 第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1総務部の表3の項に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。
- (1) 実施機関が法第82条第2項の決定をした場合
  - (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合  
（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）
- 第6条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円  
（審査会への諮問）
- 第7条 実施機関（県立地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。
- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合  
（審査会の設置）
- 第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ調査審議するため、審査会を置く。
- 2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、前条の規定による実施機関の諮問に応じて、意見を述べることができる。

(委員)

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等（以下「諾否決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第11条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会が行う第8条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第15条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(運用状況の公表)

第16条 知事は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る改正前の長崎県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧条例第2条第1項第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第3項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

第3条 施行日において現に旧条例第53条第2項の規定により長崎県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員に任命されている者は、施行日に第9条第2項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年10月30日までとする。

第4条 施行日において現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第53条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第42条第2項の規定による諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以降に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。)を施行日以降に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第10条 旧条例第11条第1項又は第4項の規定により、委託を受け、又は指定管理者となった法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第6条から第8条までの規定に違反する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第11条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第12条 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
知事	略	個人情報の保護に関する法律及び長崎 県個人情報の保護に関する法律施行条 例の規定により諮問に応じて調査審議 し、又は個人情報保護制度のあり方につ いて意見を述べる事務並びに住民基本 台帳法第30条の40第2項の規定によ る調査審議及び建議に関する事務並び に長崎県議会の保有する個人情報の保 護に関する条例の規定により諮問に応 じて調査審議する事務	知事	略	長崎県個人情報保護条例の規定により 諮問に応じて調査審議し、又は個人情 報保護制度のあり方について意見を述 べる事務並びに住民基本台帳法第30条 の9第2項の規定による調査審議及び 建議に関する事務
	長崎県個人情報 保護審査会			略	
略	略		略	略	

（長崎県情報公開条例の一部改正）

第13条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公文書の開示義務） 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 略 (2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号</u> (3)～(7) 略 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第15条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イに規定する情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 略 3 略	（公文書の開示義務） 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 略 (2) <u>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第2条第2号に規定する個人識別符号</u> (3)～(7) 略 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第15条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イに規定する情報又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 略 3 略

（長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第14条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（審査会） 第2条 法第30条の40第1項の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、 <u>長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例</u>	（審査会） 第2条 法第30条の40第1項の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、 <u>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条</u>

<p>(令和4年長崎県条例第35号) 第7条に規定する長崎県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。 2及び3 略</p>	<p>例第38号) 第52条第1項に規定する長崎県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。 2及び3 略</p>
---	--

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第36号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例(平成12年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																												
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総務部関係</td> <td>1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条(第4項を除く。)の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからウまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項(法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項の規定による渡航先の追加に関すること。</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">略</td> </tr> <tr> <td>エ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の届出に係るものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>オ 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部局	事務	市町村	略			総務部関係	1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条(第4項を除く。)の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからウまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項(法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項の規定による渡航先の追加に関すること。	略	エ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の届出に係るものを除く。)	オ 略	略	略	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総務部関係</td> <td>1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからキまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項及び第2項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項及び第3項の規定による渡航先の追加に関すること。 エ 法第10条第1項及び第4項の規定による記載事項に変更を生じた場合の取扱いに関すること。 オ 法第11条の規定による有効期間内の申請等に関すること。 カ 法第12条第1項及び第3項の規定による旅券の査証欄の増補に関すること。 キ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。</td> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">略</td> </tr> <tr> <td>ク 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部局	事務	市町村	略			総務部関係	1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからキまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項及び第2項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項及び第3項の規定による渡航先の追加に関すること。 エ 法第10条第1項及び第4項の規定による記載事項に変更を生じた場合の取扱いに関すること。 オ 法第11条の規定による有効期間内の申請等に関すること。 カ 法第12条第1項及び第3項の規定による旅券の査証欄の増補に関すること。 キ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。	略	ク 略	略	略	略	略	略
部局	事務	市町村																											
略																													
総務部関係	1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条(第4項を除く。)の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからウまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項(法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項の規定による渡航先の追加に関すること。	略																											
	エ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の届出に係るものを除く。)																												
	オ 略																												
	略																												
	略																												
部局	事務	市町村																											
略																													
総務部関係	1 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 法第3条の規定による一般旅券の発給の申請に関すること。(同条第1項ただし書に掲げる事実等が認められる場合の申請に係るものを除く。イからキまでにおいて同じ。) イ 法第8条第1項及び第2項の規定による旅券の交付に関すること。 ウ 法第9条第1項及び第3項の規定による渡航先の追加に関すること。 エ 法第10条第1項及び第4項の規定による記載事項に変更を生じた場合の取扱いに関すること。 オ 法第11条の規定による有効期間内の申請等に関すること。 カ 法第12条第1項及び第3項の規定による旅券の査証欄の増補に関すること。 キ 法第17条第1項から第3項までの規定による紛失又は焼失の届出に関すること。	略																											
	ク 略																												
	略																												
	略																												
	略																												
	略																												
	略																												

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第37号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例(昭和24年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																				
<p>別表第1(第2条関係) 総務部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 25%;">事務の名称</th> <th style="width: 20%;">手数料の名称</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~5</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>旅券法(昭和26年法律</td> <td>一般旅券発給</td> <td></td> <td>1件</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1~5	略					6	旅券法(昭和26年法律	一般旅券発給		1件	2,000円	<p>別表第1(第2条関係) 総務部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 25%;">事務の名称</th> <th style="width: 20%;">手数料の名称</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~5</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>旅券法(昭和26年法律</td> <td>一般旅券発給</td> <td></td> <td>1件</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	1~5	略					6	旅券法(昭和26年法律	一般旅券発給		1件	2,000円
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																
1~5	略																																				
6	旅券法(昭和26年法律	一般旅券発給		1件	2,000円																																
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額																																
1~5	略																																				
6	旅券法(昭和26年法律	一般旅券発給		1件	2,000円																																

	第267号) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づく一般旅券の発給	手数料			(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円)				
7	旅券法第20条第1項第4号の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券の渡航先の追加手数料		1件	300円				
	第267号) 第3条第1項、第5条並びに第8条第1項及び第2項(第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。)の規定に基づく一般旅券の発給	手数料							
7	旅券法第9条第1項及び第3項(第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。)の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券の渡航先の追加手数料		1件	300円				
8	旅券法第12条第1項及び第3項(第21条の2の規定により知事が行うこととされた場合を含む。)の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券の査証欄の増補手数料		1件	500円				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月27日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の長崎県手数料条例別表第1総務部の表6の項括弧書きの改正規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法(昭和26年法律第267号)第18条第1項第2号の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同号の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第38号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第4項</u>に定める場合を除き、知事は、地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したときは、第26条の規定にかかわらず、同条に定める率に10分の1を乗じて得た率を税率として、不動産取得税を課する。</p> <p>7 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収・課税標準の特例措置等に関する申告義務)</p> <p>第28条 不動産を取得した者は、法第73条の18第1項本文の規定により、当該不動産の取得の日から60日以内に、規則で定める申告書を知事に提出しなければならないものとし、当該申告書は<u>第3項の申告書に代えることができる。</u></p>	<p>(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第3項</u>に定める場合を除き、知事は、地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したときは、第26条の規定にかかわらず、同条に定める率に10分の1を乗じて得た率を税率として、不動産取得税を課する。</p> <p>7 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収・課税標準の特例措置等に関する申告義務)</p> <p>第28条 不動産を取得した者は、法第73条の18第1項の規定により、当該不動産の取得の日から60日以内に、規則で定める申告書を知事に提出しなければならないものとし、当該申告書は<u>法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合の申告に代えることができる。</u></p>

<p>2 法第73条の18第1項ただし書に規定する場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告させることができる。</p> <p>3 略 (固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第74条 略 2～6 略</p> <p>7 第5項に定める場合を除き、知事は、地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者が取得した当該特別償却設備である機械等について、初年度以降3箇年度に限り、次条の規定にかかわらず、同条に定める率に、初年度にあつては10分の1、初年度の翌年度にあつては3分の1、初年度の翌々年度にあつては3分の2をそれぞれ乗じて得た率を税率として、固定資産税を課する。</p> <p>8 略</p>	<p>2 略 (固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第74条 略 2～6 略</p> <p>7 第4項に定める場合を除き、知事は、地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者が取得した当該特別償却設備である機械等について、初年度以降3箇年度に限り、次条の規定にかかわらず、同条に定める率に、初年度にあつては10分の1、初年度の翌年度にあつては3分の1、初年度の翌々年度にあつては3分の2をそれぞれ乗じて得た率を税率として、固定資産税を課する。</p> <p>8 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県税条例第28条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第39号

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 動物の適正な取扱い（第8条－第11条）
- 第3章 周辺的生活環境への支障を防止するための措置（第12条）
- 第4章 雑則（第13条－第16条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第9条に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本原則を定め、県、市町及び飼い主の責務並びに役割を明らかにするとともに、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持並びに人の生活環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物が共生する住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項に規定する愛護動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼養施設 動物を飼養又は保管するための施設をいう。

(基本原則)

第3条 人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現は、次に掲げる事項を基本原則として行わなければならない。

- (1) 動物の命についてその尊厳を守ることにより、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養<sup>かん</sup>を図ること。
- (2) 全ての飼い主その他関係者が、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、ふん尿等による迷惑を含め、人の生命、身体若しくは財産の侵害又は生活環境の保全上の支障を防止すること。
- (3) 県民一人ひとりの動物に対して抱く意識及び感情は多様であることを理解した上で、お互いの立場を十分尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、人と動物が共生する住みよい社会づくりを推進するため、動物の愛護及び管理に関し普及啓発を図ること、殺処分がなくなることを目指し収容した動物の譲渡を推進することその他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(市町の協力)

第5条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町に対し必要な協力を求めることができる。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の種類、生態、習性及び生理を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養又は保管するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第7条 知事は、動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するため必要があると認めるときは、飼い主その他の関係者に対して必要な指導又は助言をするものとする。

## 第2章 動物の適正な取扱い

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、生態、習性及び生理に適合する施設を設けること。
- (2) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (3) 動物の疾病及びけがの予防その他の日常の健康管理を行うこと。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等（以下「汚物等」という。）を適正に処理することにより施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、汚物等により人に迷惑をかけないこと。
- (6) 道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚物等で汚し、又は損傷することのないように飼養すること。
- (7) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その動物が逸走したときは、自らの責任において速やかに捜索し、捕獲すること。
- (8) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載した首輪若しくは名札又は法第39条の2のマイクロチップの装着その他の措置を講ずること。
- (9) 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、不妊又は去勢その他の措置を講ずること。
- (10) 終生飼養すること。

(多頭飼養の届出)

第9条 犬又は猫の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項本文に規定する第二種動物取扱業者、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による許可を受けた者その他規則で定める者を除く。）は、その犬又は猫（生後91日未満の犬又は猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数）が1の施設において10以上となったときは、30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 飼い主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者（法人ではない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 犬又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数

(4) 犬又は猫の飼養又は保管の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第10条 前条の規定による届出をした者は、前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があったとき又は飼養若しくは保管を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(関係者による情報提供)

第11条 獣医師、市町等は、多頭飼育により飼養環境が不適正となるおそれがあることを把握した場合は、速やかに知事に情報提供するよう努めるものとする。

第3章 周辺的生活環境への支障を防止するための措置

(飼い主のいない猫への給餌等)

第12条 飼い主のいない猫に給餌及び給水を行う者は、不妊又は去勢の措置が実施されている猫その他規則で定める猫を対象とし、汚物等の適正な処理を行う等、周辺住民の生活環境に配慮した管理を行わなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除き、飼い主のいない猫に対しみだりに給餌及び給水を行ってはならない。

第4章 雑則

(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、施設その他関係のある場所に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第14条 法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(市町条例との関係)

第15条 市町がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長崎県動物愛護管理員設置条例の廃止)

2 長崎県動物愛護管理員設置条例(令和3年長崎県条例第37号)は、廃止する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第40号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~68の2	略					1~68の2	略				





			i 300戸を 超えるもの	同	572,000円				
			(イ) 共用部分						
			a 300平方 メートル以 内	同	106,000円		(ア) 300平方メ ートル以内	1件	当該共同住 宅等の住戸 の数の合計 の区分に応 じて(2)に規 定する金額 (以下この 項において 「(2)の規定 による金額 という。)に 106,000円を 加算した額
			b 300平方 メートルを 超え1,000 平方メート ル以内	同	134,000円		(イ) 300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 134,000円を 加算した額
			c 1,000平 方メートル を超え2,000 平方メート ル以内	同	175,000円		(ウ) 1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 175,000円を 加算した額
			d 2,000平 方メートル を超え5,000 平方メート ル以内	同	273,000円		(エ) 2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 273,000円を 加算した額
			e 5,000平 方メートルを 超え10,000 平方メート ル以内	同	351,000円		(オ) 5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 351,000円を 加算した額
			f 10,000平 方メートルを 超え25,000 平方メート ル以内	同	420,000円		(カ) 10,000平方 メートルを超 え25,000平方 メートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 420,000円を 加算した額
			g 25,000平 方メートルを 超えるもの	同	489,000円		(キ) 25,000平方 メートルを超 えるもの	同	(2)の規定に よる金額に 489,000円を 加算した額
			イ 適合証の提出 があるもの				イ 適合証の提出 があるもの		
			(ア) 住戸部分						
			a 1戸の場合	同	4,000円				
			b 1戸を超 え5戸以下	同	9,000円				
			c 5戸を超 え10戸以下	同	15,000円				
			d 10戸を超 え25戸以下	同	26,000円				
			e 25戸を超 え50戸以下	同	43,000円				
			f 50戸を超 え100戸以 下	同	78,000円				
			g 100戸を 超え200戸 以下	同	124,000円				
			h 200戸を 超え300戸 以下	同	156,000円				
			i 300戸を 超えるもの	同	167,000円				
			(イ) 共用部分						
			a 300平方 メートル以 内	同	9,000円		(ア) 300平方メ ートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 9,000円を加 算した額
			b 300平方 メートルを 超え1,000 平方メート ル以内	同	16,000円		(イ) 300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以内	同	(2)の規定に よる金額に 16,000円を 加算した額



				下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。)にあつては、106,000円)				下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。)にあつては、106,000円)	
			(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	291,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、134,000円)		(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	291,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、134,000円)
			(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	374,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、175,000円)		(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	374,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、175,000円)
			(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	533,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、273,000円)		(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	533,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、273,000円)
			(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	654,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、351,000円)		(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	654,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、351,000円)
			(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	771,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、420,000円)		(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	771,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、420,000円)
			(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	同	880,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、489,000円)		(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	同	880,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、489,000円)
			イ 適合証の提出があるもの				イ 適合証の提出があるもの		
			(ア) 300平方メートル以内	同	9,000円		(ア) 300平方メートル以内	同	9,000円
			(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	16,000円		(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	16,000円
			(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	26,000円		(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	26,000円
			(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	78,000円		(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	78,000円
			(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	124,000円		(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	124,000円
			(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	156,000円		(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	156,000円
			(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	同	196,000円		(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	同	196,000円
70	都市の低炭素化の促進に関する法律（以	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	(1) 一戸建て住宅の場合				(1) 一戸建て住宅の住宅のみの場合 (ただし、当該申		

下この項において「法」という。) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	数料 ア 適合証の提出がないもの イ 適合証の提出があるもの	1件 同	16,500円 2,000円
	(2) 共同住宅等の住棟全体の場合又は複合建築物の住宅部分のみの場合 次のア、イに応じて、それぞれ、住戸部分に計画変更がある場合はアに掲げる計画変更に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部分に計画変更がある場合はイに掲げる計画変更に係る共用部分の面積の区分に応じて規定する金額を加算した額		
下この項において「法」という。) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(当該申請に併せて、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査	数料 ア 適合証の提出がないもの イ 適合証の提出があるもの	1件 同	16,500円 2,000円
	(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸のみの場合 次に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(ただし、当該申請に併せて(3)又は(4)に掲げる申請を行う場合には、(3)又は(4)の規定による。) ア 適合証の提出がないもの ア 1戸の場合 1件 16,500円 イ 1戸を超え5戸以下 同 33,500円 ウ 5戸を超え10戸以下 同 47,000円 エ 10戸を超え25戸以下 同 66,500円 オ 25戸を超え50戸以下 同 95,500円 カ 50戸を超え100戸以下 同 137,000円 キ 100戸を超え200戸以下 同 185,500円 ク 200戸を超え300戸以下 同 243,500円 ケ 300戸を超えるもの 同 286,000円 イ 適合証の提出があるもの ア 1戸の場合 同 2,000円 イ 1戸を超え5戸以下 同 4,500円 ウ 5戸を超え10戸以下 同 7,500円 エ 10戸を超え25戸以下 同 13,000円 オ 25戸を超え50戸以下 同 21,500円 カ 50戸を超え100戸以下 同 39,000円 キ 100戸を超え200戸以下 同 62,000円 ク 200戸を超え300戸以下 同 78,000円 ケ 300戸を超えるもの 同 83,500円		
(3) 共同住宅等の住棟全体の場合 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積)の区分に応じて、それぞれ次に定める金額(ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、その住戸の数の合計の区分に応じて(2)に規定する金額とする。)			





								て住宅の場合(1)の規定)による金額に、複合建築物及び一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を一棟の建築物とみなして適用する(5)の規定による金額を加算した金額	
		(4) 非住宅建築物の全体の場合又は複合建築物の非住宅部分のみの場合	1 件	非住宅部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)について、前項の(4)に掲げる区分に応じた金額			(5) 非住宅建築物の全体の場合	1 件	一棟の建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)について、前項の(5)に掲げる区分に応じた金額
71～76 略				71～76 略					
備考 1～8 略				備考 1～8 略					
9 略				9 69の項(2)又は70の項(2)の規定に基づく審査の申出があり、一次エネルギーの計算を標準計算として共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価した場合の手数料の金額は、住宅部分のうち共用部分を除いた住戸部分のみを住戸の数の対象とした金額とする。 10 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第41号

警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の定員に関する条例（昭和29年長崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 略 (定員外の特例) 4 <u>第3条第1項の表中巡査の項及び計の項の定員を超えることとなる員数の警察官は、第6条の規定にかかわらず、令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度に限り、30人を超えない範囲内で定員外とする。</u></p>	<p>附 則 1～3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第42号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>銃器等犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>(16) <u>遠隔地水上警戒作業</u></p> <p>2～8 略</p> <p>9 第1項第10号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項のクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業</u> 1,640円</p> <p>(2) 前号に付随して行われる固定配置の作業 1,100円</p> <p>(3) <u>銃器等を所持する犯人の逮捕の作業</u> 1,100円</p> <p>(4) 前号に付随して行われる固定配置の作業 820円</p> <p>(5) <u>銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業</u> 820円</p> <p>(6) <u>暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の作業</u> 820円</p> <p>10～13 略</p> <p>14 <u>第1項第16号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円とする。</u></p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>銃器犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 第1項第10号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務</u> 1,640円</p> <p>(2) 前号に付随して行われる固定配置の業務 1,100円</p> <p>(3) <u>銃器を所持する犯人の逮捕の業務</u> 1,100円</p> <p>(4) 前号に付随して行われる固定配置の業務 820円</p> <p>(5) <u>銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の業務</u> 820円</p> <p>(6) <u>暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務</u> 820円</p> <p>10～13 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第16号及び第14項の規定は、令和4年9月15日から適用する。

発行者  
長崎県  
尾上町三番一号

電話代表  
直通(八二四)一一一四

印刷所  
長崎県  
弥生町八番三十号

株式会社  
永泰  
岩永印刷所